

はたらく青年

発行・日本共産党中央濃地区委員会

2018年8月1日

〒505-0052 美濃加茂市加茂野町今泉 1163

電話 0574(26)8195 メール jcp.chunochiku@.plala.or.jp

最低賃金を時給1500円に



6月26日から始まった最低賃金の引き上げを検討する厚生労働大臣の諮問機関、中央最低賃金審議会（中賃審）小委員会が25日、2018年度の地域別最低賃金（時給）を26円引き上げ、874円とする目安を決めました。この目安をもとに秋から始まる各都道府県別の地方審議会で実際の引き上げ額が決まります。

中賃審は岐阜県の最低賃金を25円増の825円としました。この時給では月150時間働いても12万3750円と生活保護水準とほぼ同額です。年収では148万5千円となり病気で休めばたちまち暮らしなくなります。また、最高額の東京都は27円増の985円で岐阜県との差額は160円に。これでは月2万4千円少なく、年収では28万8千円の差となり、2カ月分以上の賃金格差となります。

働く青年グループ・エキスタは”最低賃金1500円の実現”を求め続けています。この運動を岐阜県でもさらに広げて県内の最低賃金の上積みが求められています。

平均26円増ではまったく不足 最低賃金

厚生労働省は、最低賃金の目安が平均額で26円増と昨年より1円増え、政府目標の3%増にそつたもので「過去最大の引き上げ」と自画自賛します。しかし、「今すぐ最低賃金を1000円にして、1500円をめざす」の要求にはほど遠く、政府の掲げる2020年までに最低賃金を1000円とする目標も「年率3%程度」では達成することはできません。

生計費実態調査は、どこでも1500円以上

今回の改定で、最低賃金は、最高の東京都と最低額の県との差が225円となり、格差はさらに広がりました。それだけに「コンビニでは仕事の内容や商品の価格は同じなのに、時給にだけ大きな差があるから時給の高い地域に働く人転出する。地域間格差をなくし全国一律の制度にせよ」の要求を、ますます切実なものとなります。

また、都市部は住宅費が高くなりますが地方は自動車がなければ生活が成り立たないなど、暮らしに必要な生計費は全国どこでもほとんど変りません。憲法に定める「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な生計費の実態調査もすすみ、約200人が協力した金澤佛教大学教授の調査では若者単身世帯で月約17万としています。また、阿部首都大学教授は19万円、岩田日本女子大学教授は16万円です。中澤静岡県立短大准教授は名古屋市の最低時給は1514円が必要としています。

春闘を闘う労働組合は『我が家の最低生計費はどれだけか!?』『どれだけの賃上げが必要か』を職場ごとに話し合う”職討”をすすめ団結を深めてきました。全労連（全国労働組合総連合）は、その職討をすすめる資料（25歳単身者の最低生計費試算）を主要都市ごとに発表しています。必要な時給の最高額は新潟市1637円、最低は広島市の1407円となっています。

なお、最低賃金の審議会では、1ヵ月間の生計費を月173.8時間の労働時間で計算しています。これは、通常活用される労働時間150時間よりも長くなっています。必要な生計費の時給単価を少なくする結果になっています。

酷暑の夏

お見舞い申し上げます



この猛暑の原因は、チベット高気圧が延びて太平洋高気圧と重なっていることです。2013年もそうでした。8月も続きそうです。

最賃引き上げに中小企業への助成を

日本共産党は「全国一律の最低賃金制度をつくるには、中小企業への支援も欠かせない」と考えています。

時給を1500円にすれば（時給×22日間×8時間=）26.4万円となり、年収は300万円を超えることになります。こうして8時間働けば誰でも暮らせる日本になります。そのためには、中小企業への支援も必要と考えます。

アメリカでは3年間（2007年～09年）で最低賃金を41%引き上げたことで、540万人分の賃上げとなりました。その時、5年間で8800億円の中小企業支援（減税）を実施しました。フランスでは3年間（2003年～05年）で最低賃金を11.4%引き上げたとき、中小企業の社会保険料負担を2兆2800億円軽減しました。

しかし、日本の中小企業支援の予算は4年間（2011年～14年）でわずか149億円にすぎません。

最低賃金を引き上げても中小企業がやっていけるように、大企業による単価の買いたたきなど下請けいじめを厳しく規制するとともに、社会保険料の負担減免や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援をすすめることが重要です。医療・介護施設や保育所などには報酬の引き上げや補助金増額が必要です。国や自治体と受注企業が結ぶ公契約に、生活ができる賃金など労働条件を定める法律や条例を制定し、受注企業の労働者や国や自治体の臨時・非常勤職員の賃金を引き上げることも求められます。こうした支援で、すべての企業で最低賃金の抜本的に引き上げをめざしましょう。



全建総連が総決起大会 建設国保予算の確保を

建設労働者の労働組合でつくる全国建設労働組合総連合(全建総連)は、7月5日、賃金と単価の引き上げ、建設国保など予算要求の実現を求める中央総決起大会を東京の日比谷野外音楽堂で開きました。雨のなか、48県連・組合から3409人が集まりました。

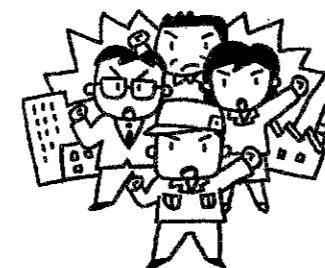
時短と賃上げ同時に

開会のあいさつで吉田三男委員長は、「若者に選ばれる建設産業になるための決起大会だ。週休2日の実現が大きな課題だ。賃金ダウンにならないよう、時短と賃上げを同時に進めなければならない」と強調しました。

建設国保について、「先輩たちがつくった技能者を守る命綱だ」と予算確保をよびかけ、「建設アスベスト訴訟は8つの判決すべて国の責任が認められた。1日も早い全面救済と被害根絶を求める」と訴えました。

基調報告で勝野圭司書記長は「働き方改革」一括法について「高度プロフェッショナル制度は撤回を求める。建設分野では残業上限の適用に5年の猶予がつくられたが、長時間労働是正、週休2日をすすめる」と強調。新たな外国人労働者受け入れ制度は「低賃金労働力確保の制度であってはならない。まず、国内人材の育成確保をすすめ、外国人にも適正待遇が必要だ」と指摘しました。

日本共産党、自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党、社民党が出席。各政党に賃上げ、建設国保予算、消費税引き上げ反対などの要望書が手渡されました。共産党から吉良よし子参議院議員が代表してあいさつ「オリンピック会場建設での過労自殺など長時間労働で若者の未来が奪われてはならない。建設産業に打撃の消費税増税や環太平洋連携協定(TPP)も言語道断だ」と強調しました。(「赤旗」7月6日付)



労働者の団結を困難にする“自己責任”論

首都圏青年ユニオン執行委員長・原田仁希さんのコラム「自己責任論に殺されるな」が新婦人しんぶん6月21日付に掲載されました。この短いコラムを多くの人に読んで欲しいと願い紹介します。

コラムはIT企業の責任者・田端新太郎氏が発信した「過労死には本人の責任もある。なぜならば、物理的な拘束ではなく、使用者側に殺意もないから。使用者の過失責任はあるかもしれないが、本人の責任もゼロではないというのが私の見解です。…」のツイッターの紹介がなされる。

そのうえで、「自己責任論は今に始まったことではない。特に若年層労働者は『自己責任論』に苦しめられ続けている。『選ばなければ仕事はある』、『非正規なのは努力が足りないから』、『病気になるのは健康管理できていないから』、『昔はもっと貧しかった』、『最近の若者は我慢が足りない』、『経済的に余裕がないのに子どもをつくるな』、『なんでブラック企業なのに辞めないのか』。挙げようと思えば、キリがない数々の自己責任論。新国立競技場の建設現場で働いていた23歳の新入社員の男性は長時間労働の末、自殺した。『突然このような形をとってしまいまうしわけございません…』とメモが残されていたそうだ。絶えず自己責任論にさらされ、そのうち自己責任論を内面化し、最後に自己責任論によって殺される。原田さんはこれが今の日本だと語る。そして、『自己責任論』のまかり通る社会を生き抜くことがどれほど困難なことか」と組合を通して青年の困難、孤立と分断を語り、「自己責任論に殺されるな」と結びます。

逆転判決—懲戒処分取り消し 帝産湖南交通

7月8日大阪高裁は、昨年4月の大津地裁の判決を破棄し、帝産湖南交通労組の八木橋喜代友委員長の懲戒処分を無効としました。

この事件は、八木委員長が「赤旗」の取材に応じたところ、虚偽で信用を毀損(きそん)したとして出勤停止10日の懲戒処分をうけたものです。判決は「赤旗」報道が真実であり、取材に応じたのは公益目的と認定したものです。

30歳未満の食料費、月7000円減る

総務省の「全国消費実態調査」は、1999年から2014年の間に、世帯主30歳未満では、食料費の支出が月7878円減っているとしています。家計支出がこの15年間で少なくなっているのは食料費、被服・履物、交通・通信、教養・娯楽となっています。逆に支出が増えているのが、住居費、光熱・水道費、教育費です。

来年10月から10%への消費税増税を、安倍政権はねらっています。あなたの暮らしを支える収入と消費について話し合ってみませんか。

役員報酬アップ、賃金ダウン 3月期決算

2018年3月期決算で年間報酬1億円以上の役員がいる上場企業240社で、役員報酬が1人平均1千万円以上増えました。その一方で、労働者の実質賃金はマイナスになっていたことがわかりました。

18年3月期決算で年間報酬が1億円以上の役員がいた企業は、240社、役員数は538人。その平均報酬額は7015万円で、前期(17年3月期)の5950万円から1065万円増えています。一方、この240社の労働者の平均賃金は年額795万円。前期の790万円から5万円増の0.6%です。しかし、17年度の物価上昇率は0.9%増ですから実質賃金はマイナスになります。

労働者の名目平均賃金が前期より20.4万円少ないトヨタ自動車では役員の平均報酬額が2378万増えています。大リストラを強行している電機産業では、労働者の賃金が三菱電機で3万円、富士通で7万円減少していますが、役員報酬は三菱電機で3522万円、富士通821万円増えています。また、シェアハウスの不正融資事件が問題となっているスルガ銀行は、役員報酬を7150万円増やす一方賃金は9.8%減らしています。このような、役員報酬増・賃金減の流れを打破するには、すべての労働者のなかで強く大きな労働組合をつくり闘いをすすめる以外にはありません。